省令

○法務省令第四十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月三十日

法務大臣　滝　実

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「岐阜市」を「岐阜市関市美濃市」に改め、同款関出張所の項を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、八幡支局及び関出張所」を「及び八幡支局」に改め、同条第二項中「岐阜地方法務局高山支局」を「岐阜地方法務局管内岐阜県関市及び美濃市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）並びに同地方法務局高山支局」に改め、「夫婦財産契約登記及び」を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年十二月二十五日から施行する。